

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月12日（火）、第2回の委員会が開かれました。

1 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・根本厚生労働大臣、平口法務副大臣、大口厚生労働副大臣、高階厚生労働副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）元厚生労働省大臣官房統計情報部長 姉崎猛君

（質疑者）大串博志君（立憲）、池田真紀君（立憲）、阿部知子君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、岡本充功君（国民）、白石洋一君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

大串博志君（立憲）

- （1） 毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会の委員等によるヒアリングに関する本年1月24日の本委員会での厚生労働大臣及び官房長の事実と異なる答弁の訂正及び謝罪の必要性
- （2） 平成27年の毎月勤労統計の改善に関する検討会報告書（案）関係
 - ア 検討会報告書案の結論部分の修正が深夜となった理由の妥当性
 - イ 9月14日14時頃の報告書案の修正が既に後半部分に及んでいた事実と厚生労働省の答弁との矛盾
 - ウ 同日の中江元内閣総理大臣秘書官との面会前に報告書案の修正指示を行ったとの姉崎参考人の記憶の正確性
 - エ 姉崎参考人による当時の担当課長補佐に対する報告書案の修正指示の具体的方法
 - オ 記憶が明確でないにもかかわらず中江元内閣総理大臣秘書官との面会前に報告書案の修正を指示したとの答弁の妥当性
 - カ 官僚出身であるので官僚の行動パターンが分かるはずであるとの姉崎参考人の先ほどの答弁の撤回の必要性

池田真紀君（立憲）

- （1） 平成30年7月20日策定の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」決定前に本委員会で議論を行うべきであったとの意見に対する厚生労働大臣の所見
- （2） 平成30年12月18日閣議決定の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」における緊急性の有無
- （3） 児童福祉司を増員しているにもかかわらず児童虐待事件が繰り返されている理由
- （4） 児童相談所の問題点に関する厚生労働大臣の見解
- （5） 児童福祉法等の改正に向けて児童相談所等の現場の実態を把握する必要性
- （6） 被虐待児に対する一時保護解除後の支援策の不十分な点及び強化すべき点

阿部知子君（立憲）

技能実習生の妊娠・出産関係

- ア 日本人であっても妊娠を退職事由とする雇用契約は男女雇用機会均等法違反となることの確認
- イ 男女雇用機会均等法は外国人労働者及び技能実習生にも適用されることの確認及びその旨を送出機関に伝える必要性
- ウ 技能実習生が日本における母性保護及び男女平等についても学ぶことの重要性
- エ 技能実習生の派遣契約における妊娠禁止条項は公序良俗に反するとした平成25年の富山地裁判決を周知する必要性及び同様の契約の把握状況

- オ 外国人技能実習機構に契約内容を全てチェックさせる必要性
- カ 法令違反の契約に係る技能実習計画の認定取消の必要性
- キ 妊娠は技能実習の継続が不可能となる事由に当たらないことを明確にする必要性
- ク 送出国との二国間協定において技能実習生は日本の労働法令で守られることを明示する必要性
- ケ 技能実習生が日本で出産した子の在留資格の取扱い
- コ 児童の権利に関する条約第 7 条の趣旨に則り技能実習生が日本で出産した子と一緒に暮らすことができるように配慮する必要性

尾辻かな子君（立憲）

- (1) 精神保健福祉資料 630 調査関係
 - ア 当該調査の目的
 - イ 平成 30 年度の地方自治体向けの通知の題名が「調査依頼」から「調査協力依頼」に変更された理由
 - ウ 平成 30 年度調査の通知において「協力」の趣旨を明確にした理由
 - エ 平成 30 年度調査の通知において「調査票の取扱い」の項目を追加した理由
 - オ 「調査票の取扱い」の追加理由と日本精神科病院協会からの個人情報流出の懸念に係る問合せとの因果関係の有無
 - カ 個々の調査票の内容は非公開情報に当たるとの日本精神科病院協会の声明文に対する厚生労働省の認識
 - キ 情報公開請求への対応は地方自治体の条例に基づく判断によることの確認
 - ク 「調査票の取扱い」における記述が原因で地方自治体が個々の調査票の内容を非開示とした懸念
 - ケ 障害保健福祉関係主管課長会議資料の記述と平成 30 年度調査の通知の内容との整合性
 - コ 平成 31 年度調査の通知の「調査票の取扱い」を削除する必要性
 - サ 任意調査ではなく厚生労働省が主体となって当該調査を行う必要性
- (2) 精神病床における隔離・拘束に関する大規模調査関係
 - ア 「厚生労働省が当該調査への姿勢を後退させた」との報道内容についての厚生労働省の認識
 - イ 当該調査の中止の可能性
 - ウ 当該調査を続ける必要性
- (3) 医師の働き方改革における時間外労働の上限規制関係
 - ア 一部の医師の年間の時間外労働の上限時間を 1860 時間とする理由
 - イ 医師の働き方改革に関する検討会の渋谷副座長の委員辞任に対する厚生労働大臣の所感
 - ウ 渋谷元副座長が 1860 時間という上限時間に反対していたとの報道の事実確認

吉田統彦君（立憲）

- (1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）関係
 - ア 日本が最上級の研究者を確保できない構造的な問題点に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 機構の所管官庁を内閣府から厚生労働省に移管させる必要性
 - ウ 日本の医学生理学研究におけるブレインサーキュレーション（頭脳循環）の強化策
- (2) 眼科医療関係
 - ア 数年ごとに眼底検査等専門性の高い眼科健診を行う必要性
 - イ 片眼失明者は障害認定されない現状に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 医師の働き方改革関係
 - ア 大学院生である医師のアルバイト、研究活動及び大学病院での診療行為それぞれの労働時間としての取扱いの有無

- イ 本人による使用者の指揮命令下の捉え方で労働時間に該当する可能性
- ウ 時間外労働の上限を定める前に医師の労働時間の判断基準を明確にする必要性
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律関係
 - ア 同法改正により必要な動物実験が制限されると医薬品等の研究開発が影響を受ける懸念
 - イ 医薬品の研究開発に最低限必要な動物実験は今後も認める必要性
- (5) 障害児及び障害者の診療について自己負担を増やさずに診療報酬の加算を検討する必要性

岡本充功君（国民）

- (1) 健康保険組合関係
 - ア 全ての組合が解散した場合の一定の前提を置いた国庫補助増加額の試算の結果 6,300 億円の正確性
 - イ 健康保険の適正な運営ができるような配慮を行う必要性
- (2) 年金の財政検証関係
 - ア 経済前提の設定関係
 - a 現実の経済状況が平成 26 年財政検証の内閣府試算参考ケースと合致している可能性
 - b 平成 31 年財政検証に向けて過去の財政検証における推計と実績の乖離を検証する必要性
 - イ 年金積立金の取崩し関係
 - a 2040 年以降毎年 4,000 億円から 1 兆円の国内株式を売却することの事実確認
 - b 国内株式市場において年間で 4,000 億円から 1 兆円の国内株式を売却する機関投資家の有無
 - c 巨額の国内株式の売却による国内株式市場への影響に鑑み積立金の現金化の在り方を研究する必要性
- (3) 児童虐待防止のための実態調査関係
 - ア 平成 28 年 5 月 18 日の本委員会で塩崎厚生労働大臣（当時）が答弁した内容と異なり「居住実態が把握できない児童」に関する調査は不十分であったことの確認
 - イ 「安全確認」の定義を明確にする必要性

白石洋一君（国民）

- (1) マクロ経済スライド関係
 - ア プラス 0.1%の年金改定に要する追加的な給付総額
 - イ 追加的な給付総額のうち年金生活者支援給付金の支給対象者についての金額
 - ウ 年金生活者支援給付金の支給対象者についてはマクロ経済スライドの適用を停止する必要性
- (2) 年金制度改革関係
 - ア 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を受けた年金制度改革の検討内容
 - イ 平成 31 年財政検証の今後のスケジュール感
 - ウ 平成 31 年財政検証のオプション試算における追加項目の有無
 - エ 在職老齢年金を廃止する場合に必要となる追加的な給付総額
 - オ 在職老齢年金を廃止するよりも低年金者を救うことに注力する必要性
 - カ 在職老齢年金の廃止により必要となる給付総額と就業者数の増加見込み数の均衡の有無
- (3) 年金生活者支援給付金関係
 - ア 制度の具体的内容及び対象者への通知方法
 - イ 対象者からの申請を給付要件とすることの妥当性
 - ウ 給付額を一律 5,000 円とする場合の追加的な給付総額
- (4) 受給資格期間を満たさない者に保険料納付期間に応じて給付する場合の追加的な給付総額